

五所川原市分別収集計画

(第 10 期)

令和5年度～令和9年度

五所川原市民生部環境対策課

目 次

1. 計画策定の意義 (1)
2. 基本的方向 (1)
3. 計画期間 (1)
4. 対象品目 (1)
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (2)
(法第8条第2項第1号)
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項 (2)
(法第8条第2項第2号)
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装
廃棄物の収集に係る分別の区分 (2)
(法第8条第2項第3号)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (3)
(法第8条第2項第4号)
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量
及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法 (4)
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (4)
(法第8条第2項第5号)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (5)
(法第8条第2項第6号)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (5)

五所川原市分別収集計画

令和4年5月27日

1. 計画策定の意義

当市は、平成18年をピークに人口が減少傾向にあるが、一人当たりのごみの排出量は依然として高い水準にある。快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型の廃棄物処理を形成して行く必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

当市の最終処分場は、令和2年度に、新たに金木第2一般廃棄物最終処分場が埋め立て開始となったが、野里一般廃棄物最終処分場、市浦一般廃棄物最終処分場いずれも残余容量がひっ迫している状況であり、ごみの発生の少ないリサイクルの進んだ循環型社会の構築に取り組んでいく必要がある。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 容器包装廃棄物の排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- ② 廃棄物の適正処理の推進と、地域環境の保全
- ③ 市民及び事業者、市が一体となった廃棄物の排出抑制・資源化の促進

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物 (単位：t)	2,738	2,701	2,664	2,627	2,589

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・分別収集の実施にあたり、市内の全地域を対象に町内会や職場等で説明会を開催し、協力の要請をする。
- ・市広報等により市民の分別収集に対する啓発普及を行うとともに各種団体や小学校等の施設見学や出前講座の機会を通じて、廃棄物に関する正しい知識の普及を図る。
- ・廃棄物減量推進員等による適切な分別とリサイクル活動を推進する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

一般廃棄物最終処分場の残余容量、処理施設の状況を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。

また、リサイクルの進捗状況や市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発砲スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）
	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	164		164		163		163		163	
主としてアルミ製の容器	132		132		132		132		131	
無色のガラス製容器	(合計) 194		(合計) 194		(合計) 194		(合計) 193		(合計) 193	
	(引渡) 194	(独自処理) 0	(引渡) 194	(独自処理) 0	(引渡) 194	(独自処理) 0	(引渡) 193	(独自処理) 0	(引渡) 193	(独自処理) 0
茶色のガラス製容器	(合計) 199		(合計) 198		(合計) 198		(合計) 197		(合計) 197	
	(引渡) 199	(独自処理) 0	(引渡) 198	(独自処理) 0	(引渡) 198	(独自処理) 0	(引渡) 197	(独自処理) 0	(引渡) 197	(独自処理) 0
その他のガラス製容器	(合計) 108		(合計) 108		(合計) 108		(合計) 108		(合計) 108	
	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0	(引渡) 108	(独自処理) 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	2		2		2		2		2	
主として段ボール製のもの	1,188		1,186		1,183		1,181		1,178	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 231		(合計) 230		(合計) 230		(合計) 229		(合計) 229	
	(引渡) 231	(独自処理) 0	(引渡) 230	(独自処理) 0	(引渡) 230	(独自処理) 0	(引渡) 229	(独自処理) 0	(引渡) 229	(独自処理) 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 202		(合計) 202		(合計) 202		(合計) 201		(合計) 201	
	(引渡) 202	(独自処理) 0	(引渡) 202	(独自処理) 0	(引渡) 202	(独自処理) 0	(引渡) 201	(独自処理) 0	(引渡) 201	(独自処理) 0
（うち白色トレイ）	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0	(引渡) 0	(独自処理) 0

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の特定分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
51,216人 (対前年度比)	50,530人 (対前年度比)	49,844人 (対前年度比)	49,158人 (対前年度比)	48,472人 (対前年度比)
98.7%	98.7%	98.7%	98.7%	98.7%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (第8条第2項第5号)

分別収集については、引き続き現行の収集体制を活用しリサイクル率の向上を図る。

分別収集実施主体

分別収集する 廃棄物の種類		分別の区分	収集・運搬の段階	中間処理及び保管
金属	スチール製容器	缶 類	市による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
紙 類	飲料用紙製容器	紙 パ ッ ク	市による定期収集	民間業者
	段 ボ ール	段 ボ ール		
	その他の紙製容器 包装	紙製容器包装		
ガラス	無色のガラス製容 器	び ん 類	市による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容 器			
	その他のガラス製 容器			
プ ラ ス チ ック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	民間業者
	(白色発砲スチロー ル製食品トレイ)	白色トレイ	市による定期収集	市
	その他のプラスチ ック製容器包装	プラスチック製 容器包装		

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第8条第2項第6号）

紙パック・ダンボール・その他紙製容器・新聞・雑誌等の紙類及びアルミ缶・スチール缶については古物商での引き取りによりリサイクルする。また、粗大ごみ等に含まれる金属についてもリサイクルを推進することで埋立処分量の減量化を図る。

びん・ペットボトルについては、民間の資源化処理施設にて分別、圧縮、保管を引き続き実施する。また、その他プラスチック製容器包装については、当市が整備した五所川原市プラスチック類処理施設にて分別、圧縮、粉碎、保管を実施する。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する廃棄物の種類	分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	缶類	市指定ごみ袋	箱ボディ車	古物商引取
アルミ缶				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	平ボディ車	古物商引取
段ボール	段ボール			
その他の紙製容器包装	紙製容器包装			
無色のガラス製容器	びん類	市指定ごみ袋	箱ボディ車	民間業者の処理施設（選別・圧縮施設）
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	市指定ごみ袋	箱ボディ車	
その他のプラスチック製容器包装	白色トレイ	市指定ごみ袋	塵芥車	プラスチック類処理施設（選別・圧縮・粉碎施設）
	プラスチック製容器包装			

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集計画を実効のあるものとするため、次の取組を進める。

- (1) 容器包装廃棄物が排出されたとき、分別の区分と分別の基準にしたがって適正に排出されるように、ごみ減量推進員と協力して啓発を行う。
- (2) 事業者が行う容器包装（発泡スチロール・白色トレイ・紙パック等）の自主店頭回収については、資源化を促進することになるため、協力して啓発を行う。
- (3) 循環型社会構築にむけ、町内会やPTA等が集団回収の実施状況の把握に努める。